

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 女性自立支援施設の指定管理者の募集について	1
2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について	5
3 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の骨子案について	9
4 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定骨子案について	13
5 大和綾瀬地域児童相談所の移転時期について	17
6 「神奈川県地域福祉支援計画」の見直しについて	18
7 ライトセンター及び聴覚障害者福祉センターの指定管理者の募集について	21
8 県立障害者支援施設等における虐待事案への対応状況について	27
9 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について	30
10 今後の県立障害者支援施設のあり方について	35
11 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証について	40
12 株式会社恵が運営するグループホームへの行政処分の実施について	42
13 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について	45

1 女性自立支援施設の指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県女性自立支援施設については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等について報告する。

(1) 施設の設置目的・概要

ア 設置目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条の規定に基づく女性自立支援施設として、困難な問題を抱える女性の保護、自立支援等を行うこと。

イ 施設概要

- (ア) 居室（定員70名）
- (イ) 事務室
- (ウ) 相談室
- (エ) 宿直室
- (オ) 集会室兼談話室
- (カ) 静養室
- (キ) 医務室
- (ク) 作業室
- (ケ) 食堂 等

(2) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、安全対策マニュアルや防災マニュアルの点検や改定を行い緊急時に備える等、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、利用者へのサービス向上に向けた取組として、健康状態を把握し必要な医療を受けるための支援や、服薬管理を行い、栄養バランスを考慮した食事の提供や栄養相談を実施し、利用者の健康な食生活のサポートが行われていることを確認した。

さらに、施設内研修や外部講師による研修を実施し、職員の専門的な知識や技能の向上を図るとともに、退所者の自立支援に向けた取組が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(3) 募集の方法

非公募により募集する。

「神奈川県女性自立支援施設」は、旧売春防止法第36条に基づく婦人保護施設として昭和43年に設置されたが、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、同法第12条に基づく女性自立支援施設に変更となった。

女性自立支援施設を経営する事業は、社会福祉法第2条第2項第6号に規定する、第一種社会福祉事業であり、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが原則となっている。

現指定管理者である社会福祉法人神奈川県民生福祉協会は、昭和27年10月に現神奈川県女性自立支援施設の前身である神奈川県婦人保護施設「若草寮」の管理運営を目的として社会福祉法人の認可を受けており、昭和43年からは、現神奈川県女性自立支援施設の受託経営を目的として団体運営を行っている。なお現在、県内で女性支援事業を行う社会福祉法人は、本法人のみである。

「神奈川県女性自立支援施設」はDV防止法により一時保護の対象となった女性の安全確保のため、情報の秘匿等に細心の注意を払うことが必須となっており、これまで以上に女性相談支援センターと密接に連携・協力して県行政との一体性を確保しながら機能を果たす必要がある。

また、こうした状況下で、県内唯一の女性自立支援施設を管理運営し、利用者の保護及び自立支援を推進するためには、長期的・継続的な視点及び高度で専門的な知識・活用が必要である。

以上の観点を踏まえ、当施設の運営にあたっては、施設の設置目的・経緯、法人の設立経緯などから、特定の者が施設の管理運営を行うことが適当と認められるため、社会福祉法人神奈川県民生福祉協会を候補として、選定作業を進めていく。

なお、非公募だが、透明性を保つため、公募と同様の手続きをとることとし、申請要綱及び提案書を公開し、外部評価委員会により、厳正に評価を行う。

(4) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(5) 募集単位

神奈川県女性自立支援施設とする。

(6) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 人的な能力、執行体制
- (カ) 財政的な能力
- (キ) コンプライアンス、社会貢献
- (ク) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (ケ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 当事者目線に立った困難な問題を抱える女性への支援
 - a 適切な保護業務
 - b 自立支援業務
 - ・ 心身の健康の回復を図るための医学的又は心理的援助
 - ・ 自立の促進のための生活支援
 - ・ 退所後の相談、その他援助
 - ・ 利用者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援
- (イ) 事故防止及び事故発生時の対応等、個人情報の保護

ウ 選定基準の配点割合（案）

サービスの向上：70点、管理経費の適切な積算：5点、
団体の業務遂行能力：25点

(7) 外部評価委員会委員

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無（委員会名）	選定理由
野口 杏子	女	弁護士	法務関係者 労務関係者 (1名)	無	神奈川県弁護士会から推薦を受けた弁護士であり、法務・労務の専門家であるため。

大杉 泉	女	公認会計士	経理関係者 (1名)	有 (神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会)	日本公認会計士協会神奈川県会から委員推薦を受けた公認会計士であり、財務審査の専門家であるため。
戒能 民江	女	お茶の水女子大学名誉教授	学識経験者 (1名)	無	困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議の座長を務め、困難な問題を抱える女性への支援について特に精通しているため。
前田 洋子	女	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら代表理事	女性相談支援 (1名)	無	女性による、女性のためのなんでも相談を目的に、1990年に発足した団体の代表理事であり、女性への支援に豊かな知識・経験を有しているため。
石井 謙次	男	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会常務理事	女性支援 (1名)	無	女性支援と関わりの深い母子生活支援施設の長であり、他の福祉施策の施設経営に携わるなど社会福祉全般の施設運営に精通しているため。

(8) 今後のスケジュール

- 令和6年11月 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に指定管理者の選定基準を報告
- 令和7年1月～ 指定管理者を募集
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」（以下「条例」という。）の改正条例素案（たたき台）に対するパブリック・コメントの結果等を踏まえ、今般、改正条例素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和6年2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正骨子案を報告
6月	第2回県議会定例会厚生常任委員会に改正条例素案（たたき台）を報告
7月	改正条例素案（たたき台）に対するパブリック・
～8月	コメントを実施

(2) 改正条例素案（たたき台）に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和6年7月10日～令和6年8月8日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村や関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、フォームメール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 429件

(イ) 意見の内訳

() は内数

区分	件数	
① 第1章 総則 第1節 通則（目的・定義）	9	
② 第1章 総則 第2節 基本理念等	27	
③ 第2章 基本的施策 第1節 施策の基本的な考え方	24	
④ 第2章 基本的施策 第2節 こどもの権利擁護	19	
	(児童虐待の防止等の推進)	(5)
	(いじめの防止)	(11)

	(その他)	(3)
⑤	第2章 基本的施策 第3節 こども・子育て	234
	(こどもの居場所づくり)	(42)
	(子育て家庭に対する支援)	(132)
	(その他)	(60)
⑥	第2章 基本的施策 第4節 推進体制	19
⑦	第3章 雑則	0
⑧	その他	97
	計	429

(ウ) 意見の反映状況

	区分	件数
A	改正条例素案に反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）	30
B	改正条例素案に反映していないが、今後の施策の参考とするもの	335
C	改正条例素案に反映できないもの	19
D	その他（質問・感想など）	45
	計	429

(エ) 主な意見

A 改正条例素案に反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）

- ・ 「こどもの意見表明の機会の確保」の大切さこそが本条例の基軸であることが強く出されることを期待する。
- ・ 「こども」の定義のうち、「おとなとして円滑な社会生活を送ること」に大人としての1つの価値観が入っているようで違和感がある。
- ・ 「こども」の定義について、「心身の発達の過程にあるもの」では抽象的で分かりにくい。

B 改正条例素案に反映していないが、今後の施策の参考とするもの

- ・ 本条例が策定した折には、例えばやさしい日本語もしくははこどもに向けた表現のものなどをつくるなど、こどもをまんなかにした条例として掲げられ、県民全体で共有できるようになることを期待する。
- ・ この条例に記載されている内容をより具体的に何をどんな方法で実現し、どのように評価していくのか随時県民に報告

が行われることを期待する。

C 改正条例素案に反映できないもの

- ・ 緑税を支払っているのに緑が少ないと感じる。
- ・ 新子安駅前に図書館を作って欲しい。

D その他（質問・感想など）

- ・ 昔からある子育て支援や人材確保などの問題だけではなく、近年問題になっているヤングケアラーや貧困問題などを視野に入れているところが良い。

(3) 改正条例素案（たたき台）からの主な変更点

パブリック・コメント及び子ども・若者施策審議会委員の意見を受けて、改正条例素案を作成するにあたって改正条例素案（たたき台）の内容の一部を次のとおり変更した。

ア こどもの定義の削除

- ・ 改正条例素案（たたき台）では、こどもの目線に立ち、年齢にかかわらず切れ目のない支援を実現しようとする考えから、同様の考え方に立つこども基本法及びこども大綱の表現を参考に、「こども」について「おとなとして円滑に社会生活を送ることができるようになるまでの心身の発達の過程にある者」と定義した。
- ・ この定義の表現について、パブリック・コメントにおける意見のほか、「こどもを未熟な存在と捉えている」「発達していないこどもを下に見ている」といった意見が寄せられ、この表現では予定していなかった意味に受け止められるおそれがある。
- ・ こうしたことから、「こども」を定義する条文は置かないこととし、個別条文において、どのような状況のこどもを指す施策であるのかを明記することとした。

イ こどもの意見表明の機会の確保の位置付けを変更

こどもの意見表明の重要性について多数の意見が寄せられたことから、改正条例素案（たたき台）第2章第1節12（こどもの意見表明の機会の確保）について、第2章（基本的施策）の先頭に位置付けた。

ウ 「こども目線の施策」の定義規定を追加

こども目線の施策について、用語上の解釈の疑義をなくすため、改正条例素案（たたき台）において「こどもに関する施策」としていた文言を「こども目線の施策」とした上で、定義規定を追加した。

(4) 条例改正の手法及び名称（仮称）について

本件は条例の改正であるが、内容が大幅に変更になることから、現行の条例を廃止し、新規に条例を制定する。

＜名称（仮称）＞ 神奈川県こども目線の施策推進条例

(5) 今後のスケジュール

令和6年12月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和7年4月 改正条例施行

＜別添参考資料＞

参考資料1 神奈川県子ども・子育て支援推進条例改正素案
(名称（仮称）：神奈川県こども目線の施策推進条例)

3 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の骨子案について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県こども計画」の策定に向けて、今般、骨子案を作成したので報告する。

(1) 策定の経緯

こども基本法において、都道府県は、政府が策定した「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

【国の3つの大綱】 少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱 ↓ （統合） 「こども大綱」の策定	【県の子ども・若者施策に関する計画】 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン ↓ （統合） 「かながわ子ども・若者みらい計画」（仮称）の策定
--	--

(2) 計画の位置付け

法律等の名称	計画
こども基本法	都道府県こども計画
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	都道府県計画
子ども・子育て支援法	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
次世代育成支援対策推進法	都道府県行動計画
母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律	都道府県計画
神奈川県こども目線の施策推進条例（仮称）	計画
新かながわグランドデザイン	個別計画

(3) **計画期間**

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(4) **計画の対象**

すべての子ども・若者と子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とする。ただし、施策によってはポスト青年期の者も対象とする。

(5) **対象区域**

県内全市町村とする。

(6) **計画の概要**

ア 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人一人の望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

イ 基本方針

- (ア) すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること
- (イ) 父母その他の保護者について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること
- (ウ) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

(7) **骨子案**

別紙のとおり

(8) **今後のスケジュール**

- 令和6年11月 県子ども・若者施策審議会で計画素案を審議
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案を報告
- 計画素案に対するパブリック・コメントの実施
- 令和7年2月 県子ども・若者施策審議会で計画素案を審議

第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告
3月 計画の策定

「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

II 本県の子ども・若者・子育ての状況

- 1 子ども・若者の状況
- 2 子育て当事者の状況
- 3 子育てをめぐる県民の意識

III 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 主要施策
- 4 施策体系図

IV 主要施策の取組

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者の不安解消のための施策
- 4 子ども・若者を地域でともに育む施策

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

- 1 幼児期の教育・保育の需給計画
- 2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

VI 計画の点検・評価及び推進体制

- 1 計画の達成状況の点検・評価
- 2 計画の推進体制
- 3 各施策の数値目標

VII 参考資料

- 1 計画策定の経過
- 2 関連条例
- 3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

4 「神奈川県社会的養育推進計画」の改定骨子案について

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」について、計画期間（令和2年度～令和11年度の10年間）の前期末（令和6年度）に進捗状況を検証し、後期（令和7年度～11年度）の計画を見直すこととしており、今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

「子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現」を目指す現行計画の趣旨を継承しつつ、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）及び「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知。以下「策定要領」という。）の内容や、現行計画の成果・課題等を踏まえ、計画を改定する。

イ 計画の位置付け

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画である。

ウ 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県所管域（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）とする。
なお、計画の内容については、県内政令指定都市及び児童相談所設置市と連携・調整して策定する。

(2) 改定のポイント

国の策定要領を踏まえ、次の事項をポイントとして改定を行う。

ア 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念

子どもの最善の利益を図るため、パーマネンシー保障（子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現すること）の理念に基づき、予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行った上で、代替養育を必要とする子どもに対しては、子どもの意向

や状況等を踏まえて一人ひとりに合った養育環境を提供する。

イ 当事者である子どもの意見等の反映

当事者である子どものほか、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下、市町村の意見も反映して計画を策定する。

ウ 評価のための指標とPDCAサイクル

評価のための指標を設定し、計画の進捗について、毎年度、自己点検・評価を実施する。自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用する。

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和6年10月	児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会合同開催）での審議
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和7年2月	児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会合同開催）での審議 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	児童福祉審議会において改定計画案を報告 計画の改定

「神奈川県社会的養育推進計画」改定骨子案

1 はじめに

- (1) 計画改定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画期間
- (4) 対象地域

2 本県の子どもを取り巻く状況

- (1) 少子化の進行
- (2) 子どもと家庭を取り巻く状況
- (3) 県所管域の社会的養護の状況

3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

- (1) 基本方向
- (2) 全体像

4 前期計画の取組結果**5 代替養育の需要量と供給量**

- (1) 現況
- (2) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）
 - ア 国の考え方
 - イ 本県の考え方と算出方法
- (3) 里親等の供給量
 - ア 里親等委託率の目標値
 - イ 里親等の供給量（里親登録数）及び里親等への委託子ども数の見込み
- (4) 乳児院・児童養護施設等の供給量
 - ア 乳児院・児童養護施設
 - イ 児童自立支援施設・児童心理治療施設

6 取組の方向（4つの柱）

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 子どもと家庭を地域で支援する取組の推進
- (3) 家庭と同様の環境における養育の推進

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

7 具体的な取組

(1) 子どもの権利擁護の推進

- ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援
- イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援
- ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備
- エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組の推進

- ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化
- イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護
- ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援
- エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開
- オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

- ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築
- イ 里親等への委託の推進
- ウ 児童養護施設等の高機能化等
- エ 障害児入所施設における支援

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

- ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握
- イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

8 計画の進捗管理・評価

5 大和綾瀬地域児童相談所の移転時期について

令和6年第2回県議会定例会厚生常任委員会で報告した、大和綾瀬地域児童相談所移転工事におけるエレベータ工事（電気工事の一部）の遅延について、このたび、エレベータ製造業者を確保することができ、工事完了時期の見通しがついたため、開所時期について報告する。

(1) これまでの経緯

令和4年12月～令和5年9月	実施設計
令和6年1月～2月	工事契約締結
2月～	工事着手
※当初の予定	
令和7年1月末	工事完了
2月～3月	初度調弁・引越し
4月	開所

(2) 工事遅延に伴う変更後の予定

令和7年8月頃	工事完了
8月～9月	初度調弁・引越し
10月	開所

(3) 今後の対応

引き続き、早期の工事完了に向けて調整を進めていく。

また、移転に向けて、綾瀬市などの協力も得ながら、開所時期について県民へ周知・広報を行う。

6 「神奈川県地域福祉支援計画」の見直しについて

令和5年4月に改定した「神奈川県地域福祉支援計画」について、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（以下、「条例基本計画」という。）」の策定後に、両計画の整合性を図るための見直しを行うこととしていた。令和6年3月に条例基本計画が策定されたため、地域福祉支援計画の見直しを行い、今般、修正案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和5年4月	神奈川県地域福祉支援計画（第5期計画）策定
令和6年3月	条例基本計画策定
5月～6月	関係団体から意見聴取
7月	神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会から意見聴取
8月	神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会から意見聴取

(2) 見直しの方向性

条例基本計画で掲げた、「『ともに生きる社会かながわ憲章』の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く地域共生社会”」は、障がい福祉に限らず、あらゆる分野に通ずるものであることから、地域福祉支援計画の見直しに当たっては、当事者の目線に立った施策を推進し、誰もがその人らしく暮らせる「いのち輝く地域共生社会」を目指すという視点で、必要な修正等を行う。

(3) 見直しのポイント

ア 地域共生社会の考え方の整合

条例基本計画にある地域共生社会の定義やイメージ図を追記する。

イ 基本目標の明確化

基本目標として「いのち輝く地域共生社会」を目指すことを明確にするとともに、計画の副題を修正する。

ウ 当事者目線の考え方の追記

『「地域福祉」に関する県の考え方』に、あらゆる分野で当事者目線に立った施策を展開することを追記する。

エ 施策体系への中柱の追加

施策体系の大柱2「地域（まち）づくり」に中柱「当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり」、支援策「当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります」を新設する。

(4) 関係団体等からの意見聴取の状況

ア 意見募集期間

関係団体：令和6年5月30日～令和6年6月17日

障害者施策審議会障害当事者部会：令和6年7月30日

イ 意見募集方法

障害者団体等に対し文書で意見照会を行い、希望のあった一部の団体については、ヒアリングを実施した。

また、障害当事者部会の議題として、委員から意見を聴取した。

ウ 提出された意見の概要

(ア) 意見提出団体数

9団体（文書回答3団体、ヒアリング6団体）

また、障害当事者部会では7名の委員から発言があった。

(イ) 反映した主な意見

- ・ 地域で生活するためには、医療面の受け皿が不可欠のため、そうした取組も入れてほしい。
- ・ 地域生活移行は、周囲のサポートがあって成り立つことが伝わるようにしてほしい。
- ・ 地域生活移行を進めるためには、障がい者を受け入れる地域の下地づくりが必要である。
- ・ ボランティアや若い支援者の育成も重要である。
- ・ 当事者活動、意思決定支援、地域生活移行に関する取組を連携させて進める必要がある。

(5) 今後のスケジュール

令和6年10月 見直し後の計画の決定・公表

<別添参考資料>

参考資料2 「神奈川県地域福祉支援計画」修正案

7 ライトセンター及び聴覚障害者福祉センターの指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県ライトセンター及び神奈川県聴覚障害者福祉センターについては、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等について報告する。

(1) 施設の設置目的・概要

ア 設置目的

(ア) 神奈川県ライトセンター

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条の規定により無料で点字刊行物等を視覚障害者の利用に供し、及び視覚障害者に対して各種の指導、訓練、スポーツ活動の振興等を行い、並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対してその活動のための便宜を供与し、もって視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図るための施設であり、神奈川県ライトセンター条例（昭和49年3月30日条例第2号）に基づき設置されている。

(イ) 神奈川県聴覚障害者福祉センター

聴覚障害者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る施設であり、神奈川県聴覚障害者福祉センター条例（昭和55年3月31日条例第2号）に基づき設置されている。

イ 施設概要

(ア) 神奈川県ライトセンター

設置年月：昭和49年8月

所在地：横浜市旭区二俣川1丁目80番地の2

構造等：鉄筋コンクリート造（本館棟）地上3階
（体育棟）地上2階地下1階

延床面積：6,540.97㎡

敷地面積：9,014.78㎡

施設種別：視聴覚障害者情報提供施設

(1) 神奈川県聴覚障害者福祉センター

設置年月：昭和55年4月

所在地：藤沢市藤沢933番地の2

構造等：鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階

延床面積：1,678.78㎡

敷地面積：1,459.21㎡

施設種別：視聴覚障害者情報提供施設

(2) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

毎年実施している利用者満足度調査において、非常に高い利用者満足度を維持している。また、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(3) 募集の方法

公募により募集する。

(4) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(5) 募集単位

施設ごとに募集する。

(6) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

(ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(イ) 施設の維持管理

(ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(エ) 事故防止等安全管理

(オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり

(カ) 人的な能力、執行体制

(キ) 財政的な能力

(ク) コンプライアンス、社会貢献

- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

(ア) 神奈川県ライトセンター

a 管理運営方針

- ・ 総合的な運営方針及び考え方とセンターの役割との整合性
- ・ 視覚障がい福祉に関する理念

b 利用者サービスの取組

- ・ 点字図書や音声図書等の作成、貸出等情報提供施設としての取組
- ・ IT化に対応するための取組
- ・ 相談、指導・訓練等視覚障がい児者支援の取組
- ・ 地域支援活動の取組
- ・ スポーツ活動の振興に対する取組
- ・ ボランティアの養成等に対する取組
- ・ 視覚障がいに関する普及啓発の取組
- ・ 施設管理及び視覚障がい福祉に関する新たな事業提案

c 地域と連携した魅力ある施設づくり

- ・ 周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方

(イ) 神奈川県聴覚障害者福祉センター

a 管理運営方針

- ・ 総合的な運営方針及び考え方とセンターの役割との整合性
- ・ 聴覚障がい福祉に関する理念

b 利用者サービスの取組

- ・ 字幕入り映像ライブラリーの作成、貸出等情報提供施設としての取組
- ・ IT化に対応するための取組
- ・ 相談、指導・訓練等聴覚障がい児者支援の取組
- ・ 地域支援活動の取組
- ・ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組
- ・ 聴覚障がいに関する普及啓発の取組
- ・ 施設管理及び聴覚障がい福祉に関する新たな事業提案

c 地域と連携した魅力ある施設づくり

- ・ 周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：60点、管理経費の節減等：15点、
団体の業務遂行能力：25点

(7) 外部評価委員会委員

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無（委員会名）	選定理由
中野 泰志	男	慶応義塾大 学教授	学識経験者	無	神奈川県ライトセンター の事業に関するあり方検 討会の座長を務めてお り、視覚障がい児者のバ リアフリーについて研究 を行うなど、視覚障がい 児者の福祉に造詣が深 い。
田村 順一	男	元帝京大学 教授	学識経験者	無	神奈川県聴覚障がい児早 期支援体制整備推進協議 会の会長を務めており、 また、平塚ろう学校の校 長を務めていた経歴があ り、聴覚障がい児者の福 祉に造詣が深い。
徳田 暁	男	弁護士	法務関係者 労務管理関 係者	有（神奈川県立障害 福祉関係施設（神奈 川県ライトセンタ ー・神奈川県聴覚障 害者福祉センター） 指定管理者外部評 価委員会）	神奈川県弁護士会から委 員推薦を受けた弁護士で あり、法務・労務の専門家 である。
大杉 泉	女	公認会計士	経理関係者	有（神奈川県県土整 備局指定管理者選 定審査委員会）	日本公認会計士協会神奈 川県会から委員推薦を受 けた公認会計士であり、 財務審査の専門家であ る。

生田目 昭彦	男	たちほどがや（障害者支援施設）施設長	施設関係者	無	神奈川県身体障害施設協会から委員推薦を受けた障害者支援施設の長であり、身体障がい者の福祉について豊かな知識・経験を有している。
小泉 暁美	女	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク代表	利用者代表	無	障がい当事者であり、神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会ではヒアリングに協力いただくなど、ライトセンターの実情にも理解がある。
黒須 芙美	女	湘南聴覚障害児親の会	利用者代表	無	聴覚障害者福祉センターの利用者であり、センターの実情にも理解がある。

(8) 今後のスケジュール

ア 神奈川県ライトセンター

- 令和6年11月 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に指定管理者の選定基準を報告
- 令和7年1月～ 「神奈川県ライトセンター条例施行規則」改正に伴うパブリック・コメントの実施
- 2月 第1回県議会定例会に「神奈川県ライトセンター条例」改正議案を提出
- 4月～ 指定管理者を募集
- 7月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター

- 令和6年11月 外部評価委員会において、選定基準（案）につい

て意見聴取を行い、決定
12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に指定管理者の選定基準を報告
令和7年1月～ 指定管理者を募集
4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
6月 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月 指定管理者による管理運営開始

8 県立障害者支援施設等における虐待事案への対応状況について

社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者である「愛名やまゆり園」及び社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況について報告する。

(1) 愛名やまゆり園における虐待事案の対応状況

ア 事案の概要

(ア) 令和5年11月に発生した事案の概要

- ・ 令和5年11月2日、生活支援員（30代男性）が利用者（20代男性）に対して蹴る、叩く、足をかけて転倒させるといった暴力行為で骨折させた。
- ・ 11月10日、支給決定自治体から、身体的虐待にあたりと認定され、改善指導が行われ、園は、改善計画書を提出した。
- ・ 当該職員は事案発生当日に逮捕され、その後、起訴され、傷害罪等で懲役2年、執行猶予4年の判決が下された。

(イ) 園と県本庁による点検で発覚した事案

園と県本庁で、他に不適切な支援がないか見守りカメラにより点検した結果、利用者を骨折させた元職員による次の3つの事案を確認した。この3事案について、支給決定自治体と警察に直ちに通報した。その後、支給決定自治体から虐待認定が行われた。また、横浜地方検察庁はこれら3事案を追加で起訴した。

- a 令和5年5月19日、トイレから廊下に出た利用者を押さえ込み、トイレに連れ込んだ。
- b 令和5年6月26日、床に座っていた利用者を足等で身体を強く押した。また、利用者の身体を足で強く押し続けた。さらに、利用者の臀部を蹴った。
- c 令和5年10月28日、立ち上がる利用者をソファに押し付けるなどした。さらに、居室に戻ろうとした利用者の顎を叩き、その反動でドア枠に右目尻をぶつけ、裂傷を負わせた。

(ウ) 令和5年12月に発生した事案の概要

- ・ 令和5年12月16日の昼食時、職員（30代男性。上記とは別職員。）が居室内で食事介助を行っていた際に、利用者（50代男性）の食事摂取が進まないことに苛立ち、威嚇のためにスプーンを振り上げ、振り下ろしたところ、利用者の額に当たり負傷・出血した。
- ・ 園は当該職員から報告を受け、ヒアリング調査で事実を確認し、

同日、支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報した。

- ・ また、当該職員へのヒアリングを進める中で、他利用者のダンスから衣類を出して着ようとした利用者（40代男性）に対し、厳しい命令口調で制止したことを申し出たため、12月27日に支給決定自治体に障害者虐待防止法に基づき、追加で通報した。
- ・ 支給決定自治体は、前者については身体的虐待及び心理的虐待、後者については心理的虐待にあたるそれぞれ判断し、令和6年2月2日に、同園に再発防止策の提出を求めた。

(エ) 公判で証言のあった虐待が疑われる事案

- ・ (ア)及び(イ)の事案に係る6月10日の公判で、被告人の元職員が、「自分の部署では半数程度の職員が虐待に関わっている。」などと証言した。

イ 対応状況

(ア) 県

- ・ 公判での元職員の証言を受け、新たに虐待が疑われる事案がないかを確認するため、園職員への匿名アンケートや、幹部職員へのヒアリング等の調査を実施している。

(イ) 法人

- ・ 8月から、自閉症や発達障害に精通した民間施設長を外部アドバイザーとし、定期的に来園してもらい、指導を受けている。
- ・ 法人が設置した第三者委員会による調査が継続している。

(2) 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況

ア 事案の概要

令和4年11月に横浜市内の事業所で職員に他害行為を行った利用者を制止のために職員が首あたりを圧迫するなどの行為と、令和5年8月に同市内の別の事業所の職員が、利用者に複数回膝蹴りなどの暴力を振るった行為が、横浜市から身体的虐待等と認定された。

イ 対応状況

同愛会は、客観性を確保するため、有識者によって構成するアンケート調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して、職員全員を対象としたアンケート調査を進めてきた。

県は、令和6年9月、調査委員会が作成した報告書の内容について、同愛会から説明を受けた。

(同愛会からの説明内容)

- ・ 1,170通のアンケート結果の集計、分析、考察から得られた現状に対して、虐待防止への道筋となる対策が提言された。
- ・ 具体的には、現場職員の声から、ゆとりのない仕事・時間、研修の必要性、なんでも話せる職場の必要性、過去に現場が言ったことが受け止められていない、といった福祉職場の問題点が挙げられた。
- ・ これを受けて、調査委員会からは、経営本部の課題への対策として「人手不足の解消」「虐待概念の明確化と研修の徹底」「利用者が自己決定できる支援システム」が、また、事業者の課題への対策として「日常的な意見交換と方法等の共有」が提言された。
- ・ まずは、各事業所の統括所長に報告書の内容を説明するとともに、今回のアンケート調査が多くの方の協力的によって実現できたことを踏まえ、全職員に対して印刷製本した報告書を配布するとともに、内容の理解を深めさせる。その後、報告書を公表していく。
- ・ また、委員長からは、芹が谷やまゆり園については、虐待が疑われるような事案はなかったとの報告を受けた。

ウ 今後の対応

県としては、報告書の提言を受けて、同愛会による虐待防止に向けた取組状況を随時確認していく。

9 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和6年7月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) いのちに係る深刻な課題

ア 現状

(ア) 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備(平成12年)で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代である。また、車椅子を利用している24名のうち、17名は入所後に車椅子を利用するようになった。

(イ) 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は36名、食事形態に配慮が必要な利用者は58名と食事リスクのある利用者が多い。

(ウ) 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加(令和4年度39名、令和5年度42名)しているが、受診して治療等をしている利用者は10名のみである。(令和5年8月現在)
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 健康管理に必要な知識が不十分で、職員が日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

イ 課題への対応

利用者の健康リスクに対し、いのちを守る体制づくりを早急に行い、利用者一人ひとりの状態を把握し、改善に向け直ちに対応していくとともに、この問題の原因を検証し、根本的な解決を図る。

(2) アクションプランに基づく取組状況(令和6年度)

ア アクションプランの進捗状況

令和6年度の進捗状況として、アクションプランに掲げる4つの柱ごとに、一つひとつの取組状況を次のとおり整理した。

A 取組を進めている

B 進めていたが、中断（停滞）してしまっている

C 未着手になっている

柱	進捗
I 人生に共感し、チームで支援する	A : 0件 B : 5件 C : 6件 計 11件
II 暮らしをつくる	A : 10件 B : 13件 C : 4件 計 27件
III いのちを守る施設運営	A : 3件 B : 17件 C : 2件 計 22件
IV 施設運営を支える仕組みの改善	A : 2件 B : 12件 C : 9件 計 23件

イ 第三者による進捗確認

令和6年9月24日に、第1回「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を開催し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ アクションプランの取組が停滞していることに対する具体的な対応策を考え、先が見えるようにしていく必要がある。
- ・ 生育歴を振り返ることは大事だが、そこに時間がかかっていることを理由にせず、利用者面談についても進めてもらいたい。
- ・ オール中井デーの実施を検討する上で、全ての利用者の施設外での活動が増えているのか実態を確認していく必要がある。
- ・ 利用者のいのちを守っていくためには、現在の状態にだけ着目するのではなく、生育歴を把握し、利用者が何に困っているのか、医療機関に適切に情報提供する必要がある。
- ・ 利用者の健康リスクの課題は、過去の支援から振り返って、見直していく意識を持つことが重要である。

ウ 課題への対応

これまでの支援のあり方や研修実施状況も十分でない状況にある職員教育、組織体制などの課題を徹底的に検証し、改善に向け直ちに対

応していく。

＜別添参考資料＞

参考資料3 「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～（令和6年7月改定）」

（アドバイザー会議構成員一覧）

（50音順、敬称略）

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 支援力向上推進室	施設関係
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一 （議長）	國學院大学 名誉教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあん ピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆 （副議長）	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係

(参考：中井やまゆり園 研修実施状況)
(令和5年度)

開催日	研修名	実施方法	参加人数	担当委員会等
令和5年4月1日	新採・転入職員オリエンテーション	対面	27	地域支援課長
令和5年6月1日	新採・転入職員オリエンテーション	対面	3	地域支援課長
令和5年6月27日	摂食・嚥下の基本と食事支援	対面	20	栄養管理委員会
令和5年7月 ～令和6年2月	人権DVD視聴研修	映像視聴	全職員	人権擁護委員会
令和5年8月7日	火災通報機器取扱い説明会	対面	16	防犯防災環境委員会
令和5年8月	手洗い講習会	寮ごとに実施	全職員	医務課・保健委員会
令和5年10月17日 令和5年12月22日	当事者団体との交流研修 (人権研修)	対面	6 6	人権擁護委員会
令和5年12月15日	感染経路別予防策とコロナウイルスについて	対面	22	医務課・保健委員会
令和6年1月9日 ～2月12日	救急救命講習	寮ごとに実施	18	医務課・保健委員会
令和6年2月28日	OT研修	対面	15	地域支援課
令和6年3月5日	PT研修	対面	11	地域支援課
令和6年3月7日 令和6年3月15日 ～3月31日	安全な食事支援の技術を学ぶ (動画視聴研修)	対面 映像視聴	6 4 (3)	各寮
令和6年3月8日	オムツ講習会	対面	11	各寮
令和6年3月27日	虐待防止研修	書面	全職員	虐待防止委員会

(令和4年度)

開催日	研修名	場所	参加人数	担当委員会等
令和4年4月1日	転入職員・非常勤職員オリエンテーション	対面	20	地域支援課長
令和4年4月1日 令和4年4月2日	新採職員・非常勤職員オリエンテーション	対面	20	地域支援課長
令和4年4月23日 ～6月18日	夜勤リーダー、サブリーダー研修	対面	16	生活二課長
令和4年6月28日	摂食・嚥下の基本と食事支援について	対面	14	栄養管理委員会
令和4年8月4日	火災通報機器取り扱い説明会	対面	20	防犯防災環境委員会
令和4年9月 ～12月	人権DVD視聴研修	映像視聴	全職員	人権擁護委員会
令和4年10月3日 ～8日	オムツ講習会	対面	4	各寮
令和4年10月26日 令和4年10月31日	当事者団体との交流研修(人権研修)	対面	24 17	人権擁護委員会
令和4年11月	手洗い講習会	寮ごとに実施	全職員	医務課・保健委員会
令和4年12月2日	感染症予防講習会	対面	13	医務課・保健委員会
令和4年12月5日 ～23日	救急救命講習	寮ごとに実施	19	医務課・保健委員会
令和5年1月 ～3月	発達障害支援センター公開講座映像視聴研修(人権研修)	映像視聴	全職員	人権擁護委員会
令和5年3月8日	OT研修	対面	22	地域支援課
令和5年3月17日	PT研修	対面	16	地域支援課
令和5年3月30日	虐待防止研修	書面	全職員	虐待防止委員会

10 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

(1) 県立施設として継続する施設

ア 中井やまゆり園

令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指している。

(ア) 検討状況

a 法人制度

- ・ 組織の基本となる定款（名称、目的、業務の範囲等）の素案について作成を進めている。

b 組織体制

- ・ 障害者の地域での暮らしを支えるため事業者や住民と連携して、地域づくりに取り組むとともに、当事者目線の支援による利用者の行動変化などを現場職員自ら研究し、その成果を実践する組織体制の検討を進めている。

c 人事・給与制度

- ・ 人事・給与制度及びプロパー職員の採用計画の検討を進めている。
- ・ 県職員の派遣体制等の検討を進めるため、中井やまゆり園全職員向けにアンケート調査を行った。

d 財務・会計制度

- ・ 財務・会計制度及び法人に出資する財産の整理の検討、測量の着手等の準備を進めている。

e 情報システム

- ・ 情報システム基本構想・計画、ネットワーク環境等の検討を進めている。

f 福祉科学研究・人材育成

- ・ 今年度、有識者が構成員となる福祉を科学する検討会を立ち上げ、令和6年6月6日に第1回の検討会を開催した。
- ・ 研究に必要な外部資金等（国・民間企業等）の活用の検討を進めている。
- ・ 虐待事案の検討等をテーマとした福祉倫理の議論を、県立施

設の人材育成の取組として進めていく予定である。

- ・ 人材育成の内容等の検討に向けて、障害者支援施設やグループホーム等を運営する社会福祉法人等に対してヒアリング調査を行った。

(イ) 今後のスケジュール

令和6年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に定款素案を報告

令和7年2月 第1回県議会定例会に定款案を提出

令和7年度中 県議会に中期目標案等を提出

総務大臣による設立認可

令和8年4月 地方独立行政法人の設立

(2) 民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は35名（定員50名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用に向けて、地域の福祉的ニーズを把握するため、関係機関にヒアリングを行った。

(ウ) 今後の対応

- ・ 引き続き、未使用部分の活用の可能性を検討するとともに、今後、周辺の事業所等と意見交換をしながら、医療的ケアが必要な身体障害者が地域で生活するために必要な資源やサービスを把握し、移譲条件等を整理する。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進

んでいない。

- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。

(イ) 検討状況

a 移譲条件

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題、今後の運営の方向性等をヒアリングした。

b 指定期間満了後の運営体制

- ・ 指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、上記の移譲条件の検討に時間を要することが想定されることから、家族会等からご意見をいただきながら、指定期間を延長する方向で検討している。

(ウ) 今後の対応

- ・ 指定期間の延長について、引き続き検討を進める。
- ・ また、民間移譲についても、引き続き、民間法人等と意見交換を重ねながら、移譲条件等を検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築41年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

再整備を含めた、民間移譲の条件を整理するため、家族会、職員、複数の民間法人等と意見交換を行っている。

(ウ) 今後の対応

障害児施設及び障害者施設に今後求められる役割に応じて、再整備後の施設に必要な生活環境を検討するため、引き続き、関係者との意見交換を進めていく。

(3) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組もうとしている。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 今後の対応

引き続き、両施設の状況を把握しながら、福祉科学研究や人材育成といった県立施設としての役割を果たすべき施設であるかを検討する。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- ・ 再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進める。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。

(イ) 検討状況

a 再整備

再整備にあたって、現在の利用者の居場所を確保することを前提としながら、将来的に目指す「地域に溶け込んだ暮らし」のイメージについて、家族会、職員、地域の関係団体等と意見交換を

行った。

b 地方独立行政法人による運営

地方独立行政法人制度と指定管理者制度との比較や運営がどのように変わっていくか等について、家族会、職員等と意見交換を行った。

c 指定期間満了後の運営体制

指定期間が満了する令和8年度以降の運営体制については、上記の再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れた検討に時間を要する見込みであることから、家族会等からご意見をいただきながら、指定期間を延長する方向で検討している。

(ウ) 今後の対応

- ・ 指定期間の延長について、引き続き検討を進める。
- ・ 地方独立行政法人による運営を視野に入れて、引き続き、関係者と意見交換をしながら、導入の是非、導入する場合の時期等について検討を進める。
- ・ 再整備については、今後、外部有識者等からも意見を聴取しながら、今年度中にコンセプトを決定する。

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障害者	140人	築24年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障害者	50人	築21年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障害者	66人	築2年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障害者	66人	築2年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	120人	築38年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	112人	築29年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障害児 知的障害者	40人 112人	築41年 (多床室中心)

11 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証について

県立中井やまゆり園の元利用者が、令和6年7月4日に転居先の千葉県長生村で死亡した事案について、県内の支援機関と行っている検証の進捗状況を報告する。

(1) 検証チームの設置

元利用者に関わりのある県内の支援機関とともに、転居前の生活や支援状況を振り返り、地域での生活を支えるために必要な支援等について検証をするため、「中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム」を設置した。

ア 構成員

(座長) 佐藤 彰一氏 (國學院大學名誉教授)
(支援機関) 中井やまゆり園、支給決定自治体、相談支援事業所、短期入所事業所、障害サービス課

イ 開催状況

(第1回)

開催日 令和6年8月27日 (火)

議題 ○ 検証の進め方の確認

○ 支援機関ごとの検証

(今後の進め方)

次の視点から検証内容を掘り下げていく。

- ・ 家族だけではなく、元利用者本人の辛さを認識していたか
- ・ 在宅支援が十分に検討されていたか
- ・ 転居後の対応は十分だったか

(第2回)

開催日 令和6年9月12日 (木)

議題 ○ 支援機関ごとの検証

○ 支援機関の連携についての検証

○ 制度や仕組みの検証

(今後の進め方)

次の視点から検証内容を掘り下げていく。

- ・ 困難を抱える本人とその家族の地域生活を支える支援機関の連携による必要な支援等

- ・ 本人の在宅生活を支える短期入所制度のあり方
- ・ 地域の既存の仕組みが十分に機能しているか

ウ 今後のスケジュール

令和6年10月下旬～11月上旬を目途に、中間とりまとめをする方向で検証を進める。

12 株式会社恵が運営するグループホームへの行政処分の実施について

愛知県を中心に全国で100か所のグループホーム(以下「GH」という。)を開設する株式会社恵(以下「事業者」という。)が、県所管域で運営する3つのGHに対して、次のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業所の指定の一部の効力の停止を行い、事業者に通知した。

(1) 監査等の経過

令和4年5月	GH「ふわふわ藤沢」での事実確認
9月	GH「ふわふわ平塚」での事実確認
令和5年2～3月	県所管域の3つのGHへの運営指導を実施
6月	厚生労働省からの連絡(食材料費過大徴収の疑い)
7月	事業者に対し経緯の聴き取り調査を実施
10月	運営指導から監査への変更
令和6年6月	厚生労働省による連座制適用の判断
8月	監査結果の伝達及び弁明の機会の付与 行政処分(指定の一部の効力の停止)を実施

(2) 事業者の名称等

【事業者名】株式会社 恵 (めぐみ)

【代表者】代表取締役 中出 了輔

【所在地】東京都港区芝5丁目3番2号+SHIFT MITA 6階

(3) 対象事業所及び処分内容

ア 事業所名 ふわふわ平塚

事業所の所在地	平塚市北豊田 626-1
サービスの種類	共同生活援助(日中サービス支援型)
指定年月日	令和4年3月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止(6か月) (内容:新規利用者の受入れ停止)
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日～令和7年2月28日

イ 事業所名 ふわふわ藤沢

事業所の所在地	藤沢市菖蒲沢 1235
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
指定年月日	令和3年12月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止（6か月） （内容：新規利用者の受入れ停止）
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日～令和7年2月28日

ウ 事業所名 ふわふわ茅ヶ崎

事業所の所在地	茅ヶ崎市円蔵 2621-1
サービスの種類	共同生活援助（日中サービス支援型）
指定年月日	令和3年9月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止（6か月） （内容：新規利用者の受入れ停止）
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日～令和7年2月28日

(4) 処分の理由(人格尊重義務違反：法第50条第1項第3号)

- ・ 県所管域の3つのGHについて、開所から令和5年3月までの期間において、食材料費として利用者から支払いを受けた金額に比べて、低い金額を利用者に要する食材料費として、各事業所に配分し、その差額を事業者の収益としていたことは、利用者から不適切に財産上の利益を得るものであり、経済的虐待にあたる行為と考えられる。
過大徴収額は、「ふわふわ平塚」が2,070,244円、「ふわふわ藤沢」が2,114,987円、「ふわふわ茅ヶ崎」が2,630,972円であった。
- ・ 「ふわふわ藤沢」について、令和5年8月、虐待通報があり、関係自治体の調査の結果、従業員が利用者を取り押さえるという、身体的虐待の事実を確認した。

(5) 法に基づく連座制の適用について(令和6年6月26日)

厚生労働省は、食材料費の過大徴収について、組織的関与を認め、法に基づく連座制を適用し、事業者はGHの指定更新ができなくなった。

(県所管域)

神奈川県	ふわふわ茅ヶ崎	更新時期	R 9. 9. 1
〃	ふわふわ藤沢	更新時期	R 9. 12. 1
〃	ふわふわ平塚	更新時期	R 10. 3. 1

(県所管域以外)

川崎市	ふわふわ川崎高津	更新時期	R 9. 2. 1
相模原市	ふわふわ緑区相原	更新時期	R 11. 7. 1
〃	ふわふわ中央区共和	更新時期	R 11. 2. 1
〃	ふわふわ緑区下九沢	更新時期	R 10. 4. 1

(6) 県による対応

行政処分及び連座制適用の影響下にある3つのGHの利用者への適切なサービス提供の継続に向け、市町村と連携し、利用者や家族への相談対応及びGHや事業者への指導に取り組む。

13 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

全庁横断的にコロナ禍や物価高騰下における生活困窮者対策を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

(1) 令和5年度の主な取組実績

県民の暮らしが、まだコロナ禍前の状況に戻りきっていないことを踏まえ、令和5年度も引き続き、子ども、若者、女性、孤独・孤立に陥っている方への支援に重点的に取り組んだ。

(取組実績については、令和6年7月17日に県ホームページで公表)

予算	区分	主な事業	主な実績
令和5年度当初予算	子どもへの支援	子ども食堂協力金の支給	198か所に支給
		県立高校での朝夕食の提供	朝食提供 4校 夕食提供 13校(定時制)
	女性への支援	女性総合相談	相談件数 4,473件 (電話 2,459件、メール 1,519件、LINE 392件、来所 103件) 生理用品の配布 1,397個
		DV被害者支援団体の体制支援	5団体に補助金を交付し支援 心理士の配置やシェルター借上等に活用
	孤独・孤立に陥っている方への支援	ひきこもり等への支援	LINE相談件数 978件
		ケアラー・ヤングケアラーへの支援	LINE相談件数 263件 電話相談件数 52件 ケアラー支援専門員による研修会 25回 ケアラーズカフェの立ち上げに係る経費補助 3か所
	共助の推進に向けた仕組みづくり	NPOと企業等とのマッチング支援	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進
5月補正予算	NPO等への支援金の支給【上半期】	合計921団体に支給 【内訳】生活困窮者支援団体 44団体 女性支援団体 7団体 ひきこもり等支援団体 60団体 高齢者団体等 810団体	
12月補正予算	NPO等への支援金の支給【下半期】	合計1,308団体に支給 【内訳】生活困窮者支援団体 35団体 女性支援団体 7団体 ひきこもり等支援団体 66団体 高齢者団体等 1,200団体	

(2) 今後の取組

ア 令和6年度予算に計上した事業の着実な推進

令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、「子ども・若者」「女性」を含めた多様な対象、分野に関わる「孤独・孤立対策」に焦点を当て、施策を展開する。

予算	区分	主な事業	概要
令和6年度当初予算	孤独・孤立に陥っている方への支援	普及啓発	誰でも起こり得る孤独・孤立の問題に社会全体で対応するため、孤独・孤立を発信するポータルサイトを開設するとともに、相談窓口の広報を行う。 また、市町村における孤独・孤立対策を支援し、本県における孤独・孤立対策の取組の推進につなげるため、かながわつながりネットワーク（神奈川県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）を設置する。
		住居不安定者実態調査事業費	住居不安定者を適切な支援につなぐため、ネットカフェに常時寝泊まりする者のデータを調査・分析し、実態の把握及び支援の周知等を行う。
	子ども・若者への支援	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	相談窓口や支援専門員の設置、居場所づくりのほか、若者ケアラー等への家事支援を行う市町村に対し補助する。 また、ケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行うとともに、ヤングケアラーに対する相談窓口を記載したカードを学校に配布し、相談数増を目指す。
		メタバースを活用した社会参加支援	ひきこもり等の社会参加支援や障がい等による生きづらさを軽減するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、新たに交流の場や相談窓口を設置する。
	女性への支援	困難女性自立支援事業費	困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、社会とのつながりを持った支援を行うため、民間アパート等を借上げ、一時保護から自立に向けた支援を実施する。
		女性相談一時宿泊事業費	相談したその日に帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全、本人の意思決定の時間を確保し、寄り添った支援につなげるため、一時的な居場所を提供する。
	社会的に弱い立場におかれている方への支援	SNS・性的マイノリティ相談事業費	県内の性的マイノリティの方への相談対応、適切な関係機関へのつなぎ等の支援を行うため、SNSを利用した相談窓口を開設する。

	共助の推進に向けた仕組みづくり	共助の輪による支援の仕組みづくり	生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、県民の具体的なSDGsアクションを創出し、共助の輪による支援の仕組みづくりを加速化する。
6月補正予算	NPO等への支援金の支給		電気代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。